

## ファイル共有ソフトを使用した著作権法違反事件の一斉集中取締りの実施について

2月16日から18日までの3日間、ファイル共有ソフトを使用した著作権法違反事件について一斉集中取締りを実施しました。

### 1 実施警察

29府県警察

### 2 適用法令

著作権法（公衆送信権侵害）違反等

### 3 著作物コンテンツ

アニメ、漫画、楽曲、映画等

### 4 検挙人員及び捜索箇所

検挙人員 44人      捜索箇所 93か所

～インターネットを利用される皆様へ～

ファイル共有ソフトを利用して、著作権者に無断で、音楽、映画、アニメ、ゲームソフトなどの著作物をダウンロードできる状態にする行為は、著作権法違反になります。

また、有償著作物等(※)をダウンロードする行為も著作権法違反となります。インターネットは、適法・適正に利用しましょう。

※ 有償著作物等：録音され、又は録画された著作物又は実演等であって、有償で公衆に提供され、又は提示されているもの。

#### 【主な関係法令】

著作権法第23条第1項（公衆送信権等） 同法律119条第1項（罰則）

（10年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又は併科）

著作権法第30条第1項（私的使用のための複製） 同法律119条第3項（罰則）

（2年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金又は併科）